

# 三田市下水道排水設備指定工事店指定申請

三田市下水道排水設備指定工事店の指定申請を以下の要領で行います。

○申請受付 随時

月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）

9時～17時30分

○申請書配布及び提出場所

三田市役所 下水道課 管理係 （3号庁舎2階）

○指定資格

- ・三田市水道事業給水条例（昭和43年三田市条例第21号）第9条に規定する指定給水装置工事業者であること。
- ・兵庫県内に本社その他の営業所等があること。
- ・三田市下水道排水設備工事責任技術者が、営業所等に1人以上専属していること。
- ・排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- ・次の各号にいずれも該当しないこと。
  - ①工事業者（法人にあっては代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権していないこと。
  - ②工事業者（法人にあっては代表者）が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないこと。
  - ③工事業者（法人にあっては代表者）が三田市下水道排水設備指定工事店規則第18条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していないこと。
  - ④指定工事店が同第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していないこと。
  - ⑤工事業者がその業務に関し、不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認められる相当な理由があること。
  - ⑥法人であって、その役員のうち、①～⑤までのいずれかに該当するものがあること。

○指定手数料

10,000円

○指定申請添付書類

- ・申請者（法人の場合は代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権していない者でないことを証する書類。
- ・申請者（法人にあっては代表者）が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約する書類。
- ・申請者（法人の場合は代表者）の住民票の写し（コピー不可）
- ・申請者（法人の場合は代表者）の経歴書
- ・法人の場合は商業登記簿謄本及び定款の写し
- ・営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- ・専属責任技術者名簿
- ・工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類及び写真
- ・三田市指定給水装置工事業者証の写し

○申請についての問い合わせ先

三田市三輪2丁目1番1号 三田市下水道課 管理係 TEL（079）556-8144

年 月 日

# 三田市下水道排水設備指定工事店指定申請書 (新規・更新)

三 田 市 長 あて

申 請 者 営 業 所 所 在 地

商号又は名称 印

電 話 ( ) -

ふりがな			
営業所所在地	〒		
設立年月日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日	電 話 ( ) - F A X ( ) -
ふりがな			
商号又は名称			
代 表 者 ( 個 人 )	ふりがな		
	住 所	〒	
		電 話 ( ) -	
	ふりがな		
	氏 名	印	

## [添付書類]

- 1 申請者(代表者)が破産手続開始の決定を受けて復権していない者でないことを証する書類(身分証明書:各市・町発行)
- 2 申請者(代表者)が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を営むにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約する書類(誓約書:別添様式)
- 3 申請者(代表者)の住民票の写し(コピー不可)  
又は住民票記載事項証明書の写し(コピー不可)
- 4 申請者(代表者)の経歴書
- 5 法人の場合は、商業登記簿謄本(原本)及び定款の写し
- 6 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- 7 専属責任技術者名簿
- 8 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類及び写真
- 9 三田市指定給水装置工事事業者証の写し

年 月 日

## 誓 約 書

三 田 市 長 あて

営業所所在地

商号又は名称

下記の代表者は、三田市下水道排水設備指定工事店規則第3条第1項第5号ア及びイに定める破産手続開始の決定を受けて復権していない者でなく、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約します。

### 記

代表者氏名

印

三田市下水道排水設備指定工事店規則第3条第1項第5号ア

第3条第1項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる要件に適合している者でなければならない。

(1) ～ (4) 略

(5) 次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア その者(法人にあっては代表者)が破産手続開始の決定を受けて復権していないこと。

イ その者(法人にあっては代表者)が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないこと。

# 営業所の平面図及び付近見取図

平面図

付近見取図

- ※1 営業所の写真は、外部及び内部の状態がわかるもの数枚。
- 2 平面図は、間口及び奥行きの寸法、机の配置状況を記入すること。
- 3 付近見取り図は、最寄りの駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること。

年 月 日

## 専属責任技術者名簿（新規・更新・解除）

三 田 市 長 あて

指定番号(新規は除く) 第 号

商号又は名称

営業所所在地

電話 ( ) ー

代表者氏名(個人)

ふりがな 専属者氏名	ふりがな 住 所	登録番号	摘 要
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	

### [添付書類]

#### 1 責任技術者証の写し

※解除時に対象となる責任技術者が他店へ異動する手続きを行わない場合は、責任技術者証の原本を返還すること。

※責任技術者証が未発行の場合は責任技術者登録申請を行うこと。

#### 2 雇用関係を証する書類として、下記のうちいずれか一つ ※解除の場合は不要

①組合健康保険の写し又は政府管掌健康保険者証(雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く)の写し

②雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び保険料領収書の写し

③従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し



## 指定工事店指定登録申請書チェックリスト（新規）

指定工事店		指定番号	
必要書類			個人 法人 チェック
<b>I、下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式別添）</b>			○ ○
[添付書類]			
1 申請者（法人の場合は代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権していない者でないことを証する書類（身分証明書：各市・町発行）			○ ○
2 申請者（法人の場合は代表者）が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約する書類（誓約書：様式別添）			○ ○
3 申請者（法人の場合は代表者）の住民票の写し（コピー不可）			○ ○
4 申請者（法人の場合は代表者）の経歴書			○ ○
5 法人の場合は、商業登記簿謄本及び定款の写し			× ○
<b>II、営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式別添）</b>			○ ○
<b>III、専属責任技術者名簿（様式別添）</b>			○ ○
○責任技術者証の写し			○ ○
○雇用関係を証する書類として、下記のうちいずれか一つ			○ ○
1 組合健康保健、政府管掌健康保健者証（雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く）			
2 雇用保健被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し			
3 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し			
<b>IV、工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類及び写真（様式別添）</b>			○ ○
<b>V、三田市指定給水装置工事事業者証の写し</b>			○ ○
<b>VI、指定手数料（10,000円）</b>			○ ○
○指定工事店証を交付時に納入していただきます			交付時

※ 揃った書類のチェック欄に レ を入れてください。

（問い合わせ）

三田市上下水道部 下水道課 管理係

TEL 079-556-8144 FAX 079-559-0440

## 指定工事店指定登録申請書チェックリスト（更新）

指定工事店		指定番号			
必要書類			個人	法人	チェック
<b>I、下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式別添）</b>			○	○	
[添付書類]					
1 申請者（法人の場合は代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権していない者でないことを証する書類（身分証明書：各市・町発行）			○	○	
2 申請者（法人の場合は代表者）が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約する書類（誓約書：様式別添）			○	○	
3 申請者（法人の場合は代表者）の住民票の写し（コピー不可）			○	○	
4 申請者（法人の場合は代表者）の経歴書			○	○	
5 法人の場合は、商業登記簿謄本及び定款の写し			×	○	
<b>II、営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式別添）</b>			○	○	
<b>III、専属責任技術者名簿（様式別添）</b>			○	○	
○責任技術者証の写し			○	○	
○雇用関係を証する書類として、下記のうちいずれか一つ			○	○	
1 組合健康保健、政府管掌健康保健者証（雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く）					
2 雇用保健被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し					
3 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し					
<b>IV、工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類及び写真（様式別添）</b>			○	○	
<b>V、三田市指定給水装置工事事業者証の写し</b>			○	○	
<b>VI、指定手数料（10,000円）</b>			○	○	交付時
○指定工事店証を交付時に納入していただきます					

※ 揃った書類のチェック欄に レ を入れてください。

（問い合わせ）

三田市上下水道部 下水道課 管理係

TEL 079-556-8144 FAX 079-559-0440